

年金の収入制限の効果

清 家 篤

I 問題の所在

年金給付が高齢者の労働供給に与える影響は、高齢者の雇用問題を考える場合にも、また年金財政の問題を考えるうえでも、基本的な与件となる¹⁾。これにかんして、年金一般が高齢者の労働供給を減少させる効果をもつことは、いくつかの研究によってほぼ確認されてきている²⁾。しかし個々の年金の制度的特性が労働供給に与える固有の効果については、まだ明らかになっていない部分が多い。

そうした制度的特性の中でとりわけ興味深いのは、わが国の厚生年金がその給付に収入制限を伴う点である。というのは、それが厚生年金受給資格をもつ高齢者の労働供給行動に次のような影響を与える可能性があるからだ。一つは、労働供給時間を所得効果以上に短縮する可能性。もう一つは低賃金率労働を誘発する可能性である。

われわれはすでにこの問題にかんして、清家〔7〕において第一次的な接近を試みた。そこでは、厚生年金給付に伴う収入制限の程度が異なる二つの年齢階層について労働供給関数を計測し、両者を比較することによって収入制限の効果を類推した。計測結果は、収入制限が所得効果以上に労働供給時間を減らすこと、しかし必ずしも低賃金率労働を誘発するとはいえないこと、を示唆した³⁾。しかしこの〔7〕における分析は、(i)労働供給関数のパラメータの解釈という間接的な方法によること、(ii)計測に用いた昭和49年「全国消費実態調査」では、厚生年金受給者を正確には識

別できないこと、(iii)昭和49年当時では、厚生年金受給者数がまだ少なく、また1件当たり支給額も小さかったこと、などの理由から、厚生年金給付に伴う収入制限の効果を厳密に確認するまでには至らなかった。

本稿では、より新しく、かつ厚生年金受給者を厳密に識別できるデータによって、この厚生年金給付の収入制限の効果を確認する。その方法は厚生年金受給年齢層における、勤労収入分布と勤労収入別フルタイム比率の観察である。

以下の本稿の構成は次のとおりである。

次のII節でまず分析の枠組を示す。III節ではデータについて説明する。IV節では実験計画を述べる。具体的な観察結果はV、VI、VII節に示されるが、V節ではまず厚生年金受給者年齢層の勤労収入分布を観察する。次にVI節では、勤労収入分布を厚生年金受給者と非受給者とで比較することによって、V節で示唆された収入制限の効果を確認する。またVII節では勤労収入別フルタイム比率を観察し、年金給付に伴う収入制限の低賃金率労働誘発効果の有無を吟味する。最後に、結果の要約と残された課題がVIII節に示される。

II 分析の基本枠組

厚生年金の給付に伴う収入制限が、年金受給資格のある高齢者の労働供給に特別な影響を与えるのは、それが彼らの所得線を屈折させるためである。ここで所得線が屈折するのは、年金の支給率が、受給資格をもつ者の勤労収入額に応じて引き下げられるためである。これを図1で示そう。

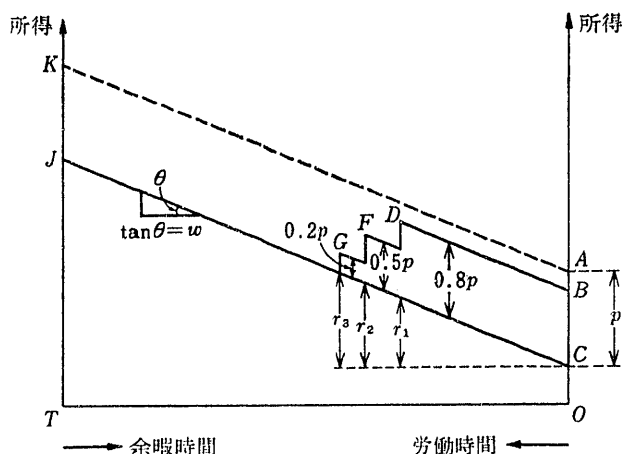


図1 厚生年金給付の収入制限に伴う所得線の屈折
(60歳～64歳階層)

図1の縦軸にはある個人の月間所得、横軸にはOからTへ向けて月間労働時間をとっている。横軸の幅OTはこの個人の総可処分時間であり、したがってTからOへ向けては余暇時間がとられることになる。

いまこの個人に開かれている雇用機会の時間賃金率を w ($\tan \theta$) としよう。またOCは年金以外の非勤労所得であるとする。こうすると、この個人にとって年金受給者資格のないときの所得線はCJとなる。

ここに厚生年金の受給資格が生じたらどうなるか。現在の厚生年金制度では、老齢年金の支給率は、支給対象となる受給有資格者の勤労収入の多寡に応じて減らされる⁴⁾。まず勤労収入ゼロ、つまり完全に退職した場合に得られる満額の支給額を図1で($CA=p$)としよう。そこでここに勤労収入があると、この支給額 p は、勤労収入が最初の収入制限額 r_1 になるまで20%減額され、支給額は $0.8p$ となる。さらに勤労収入が r_1 から次の収入制限額 r_2 までは50%、 r_2 からその次の収入制限額 r_3 までは80%減額され、勤労収入が r_3 を超えると年金は全額カットされる⁵⁾。具体的な r_1, r_2, r_3 の値は、現在の3段階の収入制限方法が定められて以降、経済社会環境の変化に応じて、改訂されている⁶⁾。なお年齢が65歳以上になると、この収入制限は大幅に緩和される。すなわちそこでは、勤労収入が r_3 未満であれば年金が全

額支給され、勤労収入がそれ以上の場合でも、年金額は一律20%減額されるだけになる。

上述のような収入制限制度の下で、勤労収入ゼロのとき満額で $CA (=p)$ の年金受給資格のある個人の所得線は、図1のABDFGJのような屈折線になる。もしこの年金に収入制限がなければ、この人の所得線はCJを上方に p だけシフトさせたAKになるはずである。

そこでこの人の所得—余暇の無差別曲線が図2のようであったとする。こうするとこの人は年金受給資格のないとき(所得線CJ)に E_0 で主体均衡し、そのときの労働供給時間は OH_0 となる。ここに年金の受給資格が発生すると(所得線ABDFGJ)、この人の主体均衡点は所得線の屈折点Dに成立し、このときの労働供給時間は OH_1 になる。注目すべきことは、このときの労働供給時間 OH_1 が、 OH_0 はもとより、年金給付に収入制限がなかったとしたとき(所得線AK)の主体均衡労働供給時間 OH_2 よりも一層短くなっているということである。つまり図1のような無差別曲線の下では、年金給付に伴う収入制限は、それがもたらす所得線の屈折によって、所得効果以上に労働供給時間を減らすことになる。

もちろんこうしたことは、無差別曲線の形状が図2のようであって、年金受給資格のあるときの主体均衡点が $D(=E_1)$ のような所得線上の屈折点にあるからいえることである。無差別曲線の形状が異なれば必ずしもそうはならないことはいう

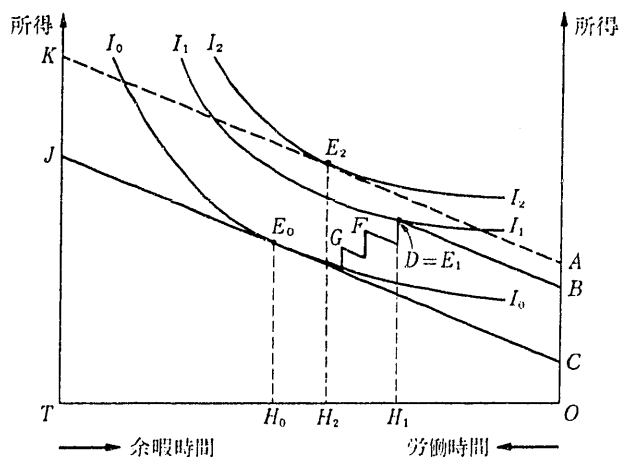


図2 所得線の屈折点における主体均衡の成立

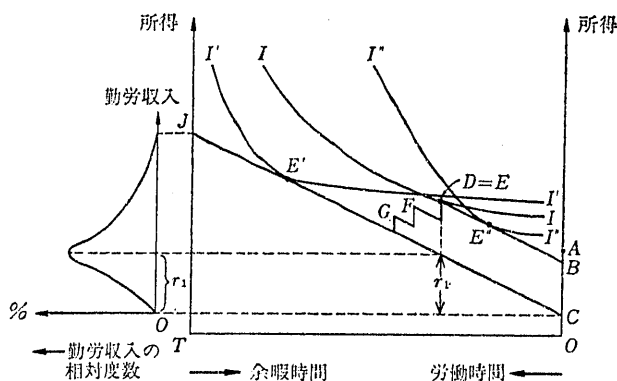


図3 屈折点における主体均衡に対応する勤労収入の分布

までもない”。したがって、現実には図2のようなことが起きているかどうかは、実証的に確かめてみるべきことからである。

これを確かめる最も単純で直接的な方法は、60歳から64歳で厚生年金受給資格をもつ雇用者の勤労収入分布を観察することである。図3に示すように、同じ所得線の下でも、各個人の無差別曲線たとえば II , $I'I'$, $I''I''$ のように異なるであろうから、それに応じて主体的均衡点も E , E' , E'' のように散らばる。このため、これに対応する勤労収入に分布が生じる。

そこでもし、 II のような無差別曲線をもつ個人が相対的に多く、 D のような所得線の屈折点に主体均衡が成立しやすければ、勤労収入の相対度数は、屈折点 D に対応する勤労収入 r_1 のところに多く出るはずである。これを現実のデータで確認することが、本稿でなすべきことの第1点である。

ところで図2の例は、労働時間の短縮によって勤労収入を収入制限額ギリギリに抑えようとする行動を示している。しかし勤労収入を抑えるには、このように労働時間を短縮するという方法とともに、労働時間はそのまま、時間当たり賃金率を低く抑えるという方法もありうる。この場合に、収入制限が低賃金率労働を誘発するおそれが出る。

これを図4で示そう。いま、年金の受給資格ができる前に図4の E_0 で均衡し、 OH_0 の労働時

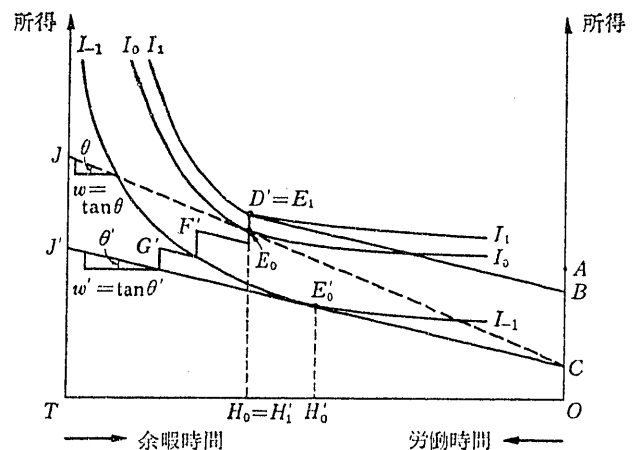


図4 屈折点における主体均衡の低賃金率労働誘発効果

間で働いていた個人がいるとしよう。そこでこの個人に年金受給資格が発生し、かつ賃金率が ω ($=\tan\theta$) から ω' ($=\tan\theta'$) に引き下げられたらどうなるだろうか。このとき無差別曲線の形状が図4のようであればこの人の主体均衡点は、賃金率下落後の所得線 $ABD'F'G'J'$ の屈折点 D' に成立する。

このときの労働供給時間 OH_1 は、年金受給資格のないときの主体均衡労働時間 OH_0 と変わらない。ここで留意すべきは、もし厚生年金の受給資格がないときに（したがって所得線が屈折しない状態で）同様の賃金率下落があったならば、この個人は E_0' で均衡し、労働供給時間を OH_0 から OH_0' へと減らすであろうということである。つまりこの図4のケースは、年金の受給資格ができたために、そうでなければ受け入れられないような、低賃金率長時間労働が主体均衡として選択されうること示しているのである。

もしこうしたことが起きているとすれば、年金受給有資格の所得線の屈折点に対応する勤労収入を得るための労働時間は、厚生年金受給者の方がそうでない者よりも長くなるであろう。たとえば図5に示すように、 D' で均衡している在職老齢年金受給者は、 r_1 の勤労収入を得るために OH_1' だけの労働時間働く必要がある。しかしこの r_1 の勤労収入は、年金受給以前のもとの賃金率 ω の下では、 OH_1' より短い OH_1 の労働時間で達成さ

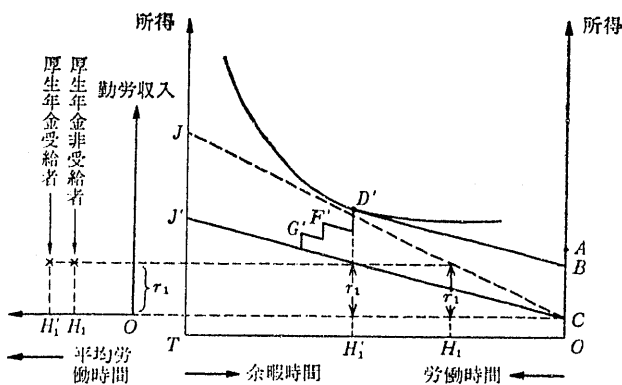


図5 低賃金率労働の存在と勤労収入別平均労働時間の対応

れる。

それゆえ図4のようなケースが現実であれば、勤労収入別の平均労働時間を厚生年金受給者とそれ以外で比べると、図5のように勤労収入 r_1 上で前者の平均労働時間がより長く観察されるであろう。これを現実のデータによって考察するのが、本稿で行なうべきことの第2点である。

III データ

われわれがここで観察するデータは、労働省統計情報部による「高齢者就業等実態調査」の再編集済み個票データである。調査対象は55歳から69歳までの男女個人で、全国約750の調査区を選定し、無作為抽出によって約3万5,000サンプルを調査している。調査時期は昭和55年5月で、質問内容は主として同年4月中の実態を尋ねている。

このデータの最大の長所は、年金にかんする情報がきわめて充実していることである。とりわけわれわれの分析目的にとって、厚生年金の受給者をユニークに識別できるということが、現在利用しうる個人データの中で他に類を見ない有利性である⁸⁾。また必ずしも十分とはいえないが、個人の職歴を知りうる情報項目がいくつか含まれているということもこのデータの価値を高めている。とくに、過去の定年経歴や、55歳時にフルタイム雇用者であったかどうかについての調査項目は、現在の稼得能力や年金の受給資格の有無 (eligibility) を類推するのに有用な情報となる。

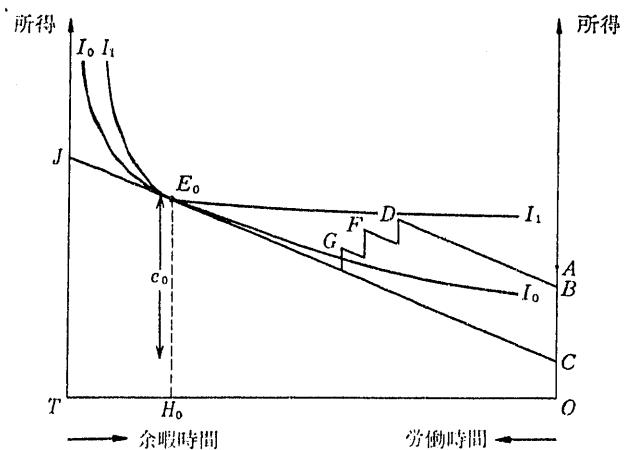


図6 潜在的受給権者の識別の困難性

一方このデータの短所であるが、われわれの分析目的からいって最も残念な点は、個々人の厚生年金の受給資格の有無が識別できないことである。というのは、このデータでわかるのは、各人が厚生年金を実際に受給しているかどうかということと、実際の受給額の二つである。それゆえこのデータでは、厚生年金の受給資格があるにもかかわらず年金を受給していない者——潜在的受給権者——を知ることができない。

たとえば図6の E_0 のような点に位置する個人が観察されたとする。この人は、厚生年金の受給資格をもっていながら、あえてそれを受給しない点 E_0 を選択しているのか、あるいはもともとこの人には年金の受給資格がなくそれゆえに E_0 を選択しているのか、どちらかである。ところがこのとき厚生年金の潜在的受給資格にかんする情報がないと、この両者を区別することができない。換言すれば、このときの均衡点 E_0 が、年金受給資格のあるときの所得線 $ABD'FGJ$ と無差別曲線 I_1I_1 との接点 E_0 であるのか、あるいは年金受給資格のないときの所得線 CJ と無差別曲線 I_0I_0 との接点 E_0 であるのかが区別できないわけである。

このデータのもう一つの欠点は、労働時間にかんする情報が、事実上フルタイムとパートタイムの2区分しか得られないことである。このことは、先に図4、図5で示した低賃金率労働の問題を考察する際に制約となる。またこのデータでは、各

個人の学歴、家族関係、勤続年数などが調査されていない。つまり、各自の個人属性にかんする情報がきわめて限られている。このため、各自の潜在稼得能力、所得一余暇選好場を十分にコントロールすることがむずかしい。

しかしこうした欠点はあるものの、先にあげたこのデータの長所、なかでも厚生年金受給者を識別できる唯一の個人データであるという点は、その欠点を補ってあまりあるものといえる。少なくともわれわれの分析目的にかんする限り、このデータは現在利用しうる最良のものである。

IV 実験計画

ここでは、これまでに述べた分析枠組とデータの制約にもとづいて、具体的な実験計画を示す。

変数

われわれがここで観察しようとする変数は、勤労収入、および勤労収入別労働時間である。まず勤労収入からみていこう。この変数は次のように測定する。

「高齢者就業等実態調査」には、「本人の仕事から得た収入（税込・月額）」の項目がある。そこで雇用者については、これをその人の勤労収入と見なすことができる。

ところが自営業主については、その仕事から得た収入を、勤労収入の部分と企業利益の部分に分けることがむずかしい。また、そもそも自営業主は厚生年金の被保険者ではないから、厚生年金制度のいう「在職者」ではない。したがって、その収入は厚生年金給付の収入制限の対象とはならず厚生年金の受給資格があっても所得線は屈折しないから、これを含むサンプルを観察することはわれわれの分析枠組からは望ましくない。このためここでは観察対象から自営業主は除き、もっぱら雇用者の勤労収入を観察することにする⁹⁾。

このデータで勤労収入は、1万円未満を四捨五入した1万円キザミの階層値で調査されている。しかしそのままその分布を見ると、10万円や5万円の倍数といった、きりのよい階層に回答が多

く出て、観測誤差の存在が強く疑われる。このためここでは、このようなありうべき観測誤差を相殺するため、隣り合う二つの収入階層を合併し、勤労収入は2万円キザミで観察することとする¹⁰⁾。

次に勤労収入別平均労働時間を観測する際の労働時間であるが、先にⅢ節で述べたように、われわれのデータでは連続的な労働時間を調査していない。わかるのは各雇用者がフルタイム雇用者であるか否かだけである。このためここでは、勤労収入階層別の平均労働時間の代りに、勤労収入階層別のフルタイム雇用者比率をとることとする。なおここでいうフルタイム雇用者とは、「正規の従業員として、毎日正規の就業時間に勤務している雇用者」をいう。

属性のコントロール

勤労収入の分布や勤労収入階層別フルタイム比率を観察するとき、観察するサンプルの属性を分析目的に沿ってコントロールしなくてはならない。とくに、異なるサンプル間の比較をするときには、比較しようとする要因以外の属性をできるだけコントロールした統御実験を行なうことが必要である。以下、ここでの分析でコントロールしようとする属性を示そう。

性別：観察対象とするサンプルは男子に限定する。というのは、女子は厚生年金（本人の老齢年金）の受給者数が男子に比べてまだ少ない。そこでサンプルをいろいろな属性によって細かくコントロールすると、その中に残る厚生年金受給者の数がきわめて限られてしまう。このため、本稿での分析対象はまず男子に限り、女子にかんする分析は別の機会に行なうこととする。

健康状態：観察対象を健康者に限る。これは、健康でない者は、主体均衡の選択の幅が（無差別曲線の存在領域と、その人に対して開かれている雇用機会の範囲という両方の意味で）限られてしまっているからである。

55歳当時の就業状態：観察対象を55歳当時フルタイムの雇用者であった者に限る。というのは、少なくとも55歳当時にフルタイム雇用者であった者でなければ、60歳で厚生年金の受給資格をもっ

ている可能性は小さいと考えられるからである。また、55歳当時フルタイム雇用者でなかった者にとっては、現在の彼に開かれている雇用就業機会の範囲も、限られたものになってしまうであろう。

年齢：ここで主として観察の対象とするのは60歳から64歳の年齢階層である。これは、Ⅱ節の分析枠組で述べたような収入制限の適用されるのが、この年齢階層だからである。ただし、この年齢階層と、収入制限が大幅に緩和される65歳以上年齢階層を比較するため、60歳から69歳までをとおして1歳キザミの年齢階層に分けたケースの観察も行なう。

定年経験：観察対象を定年経験のある者に限定する。これはまず、定年前の継続雇用者と、定年後の再雇用者とでは、他の条件を一定としても開かれた雇用機会に格差があること。他方、Ⅱ節で述べたような、労働供給主体の側からの主体均衡への調整の自由度は、定年退職後の再雇用の場合の方が大きいと思われるからである¹¹⁾。

現在の就業状態：ここで観察の対象とするのは、雇用者として就業している者のサンプルに限る。ここで自営業主を除くのは、先に変数の説明のところで述べたように、自営業主にかんして、その勤労収入を識別できないこと、またその収入は厚生年金の収入制限の対象にならず、厚生年金の受給資格があっても所得線が屈折することがないからである。

厚生年金の受給状態：Ⅱ節で述べた所得線の屈折点における主体均衡を確認するための分析枠組では、厚生年金の受給資格のある者の勤労収入分布を観察すればよいことを示した。しかし、本稿のデータでは、厚生年金受給有資格者とそれ以外の者とを厳密に分けることができない。というのは、先にⅢ節で述べたように、このデータでは実際に厚生年金をもらっている顕在的受給者はわかるが、受給資格がありながら年金をもらわないことを選択した潜在的受給権者を知ることができないからである。

このためここではまず、60歳～64歳の男子雇用者全体（いうまでもなくこれまで述べた属性のコントロールは行なったうえで）の勤労収入分布

を観察する。このサンプルには、厚生年金の受給資格のない者も含まれるから、所得線の屈折点における均衡の観察される確率は、受給資格のある者だけを見たときよりも小さくなるはずである。したがって、このサンプルで屈折点における均衡の存在が示されれば、厚生年金受給有資格者についてはなおのことそれがいえることになる。この観察をまず次のⅤ節で行なう。

ただし、このときのサンプルに厚生年金受給資格をもたない者を含むということは、そこで屈折点における均衡と整合的な分布特性が観察されたとしても、それをただちに厚生年金受給有資格者に固有な行動の反映と断定することもできないということを意味する。このため、ここではもう一段の統御実験が必要になる。そこでⅤ節につづくⅥ節では、このサンプルを、実際に厚生年金を受けている者——厚生年金受給者——と、そうでない者——厚生年金非受給者——に分ける。そしてその両者の勤労収入分布を比較することによって、Ⅴ節で見た全体の分布特性が確かに屈折点における主体均衡行動を反映したものであることを確認する。サンプルを厚生年金受給者と非受給者に分けるのは次の理由による。

まず厚生年金受給者は、明らかにその全員が厚生年金受給有資格者である。そして彼らは、収入制限によって所得線が屈折する領域——Ⅱ節図1～図3の所得線上のBからGの間——のどこかで均衡している。したがってⅡ節で議論した屈折点の均衡が起これば、必ずこのグループの中で生じる。

一方、厚生年金非受給者のグループには、厚生年金の受給資格をもともともたない者と、潜在的受給権者としての厚生年金受給有資格者の両方が含まれる。年金受給資格をもたない者はもともと所得線が屈折していない。また、潜在的受給権者は、所得線の屈折しない領域、すなわちⅡ節図1～図3でいえば所得線上のGより左側、で均衡しているはずである。したがって、厚生年金非受給者のグループで、所得線の屈折点における主体均衡が成立することはない。

このように、所得線の屈折点における均衡の存

在は、まず60歳～64歳の男子雇用者全体の勤労収入分布を観察し（Ⅴ節）、次にそれを厚生年金受給者と非受給者とで比較することによって確認される。

一方、厚生年金給付に伴う収入制限が、低賃金率労働を誘発しているか否かは、勤労収入別フルタイム比率を、厚生年金受給者と非受給者とで比較することによって吟味される。この観察はⅧ節において行なう。

Ⅴ 勤労収入分布の観察①——60歳～64歳の雇用者全体

Ⅳ節の実験計画に従って、ここではまず60歳～64歳の男子雇用者全体の勤労収入分布を見よう。

図7は、60歳～64歳の男子雇用者の勤労収入分布である。図の横軸には、税込みの勤労収入月額を2万円キザミでとってある。また縦軸には、その勤労収入の相対度数をパーセントでとってある。なおここで観察対象の属性は、Ⅳ節で述べた理由

から、健康で、定年退職経験があり、かつ55歳当時も雇用者であった者にコントロールされている。

図7を見ると、60歳～64歳の男子雇用者の勤労収入分布が、勤労収入月額9～10万円階層にモードをもつユニモーダル分布であることがわかる。ここでの勤労収入階層のとり方から、この収入階層に含まれるのは、実際の勤労収入が月額8万5,000円～10万5,000円の範囲にある雇用者である。この観察事実、厚生年金受給有資格者はその所得線の最初の屈折点で主体均衡することが多い、という先のⅡ節の分析枠組で述べた仮説と整合的である。というのは以下の理由からである。

ここで観察している「高齢者就業等実態調査」が実施されたのは昭和55年5月である¹²⁾。この当時、60歳～64歳で勤労収入のある雇用者に対する厚生年金給付の減額率は、勤労収入が標準報酬等級1級～16級の場合20%、同じく17級～21級の場合50%、同じく22級～24級の場合80%であった¹³⁾。これを、先のⅡ節の図1～図3に対応させれば、

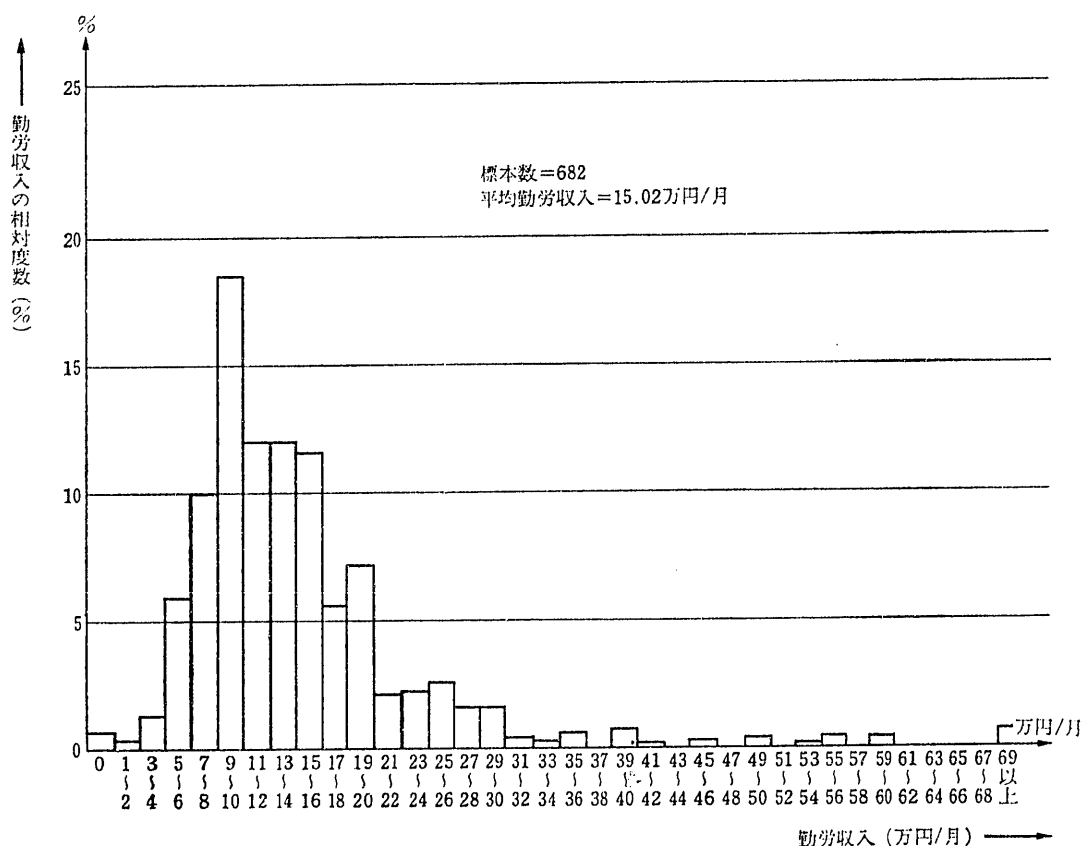


図7 60歳～64歳の男子雇用者の勤労収入分布（健康で、55歳当時雇用者であり、定年の経験がある者）

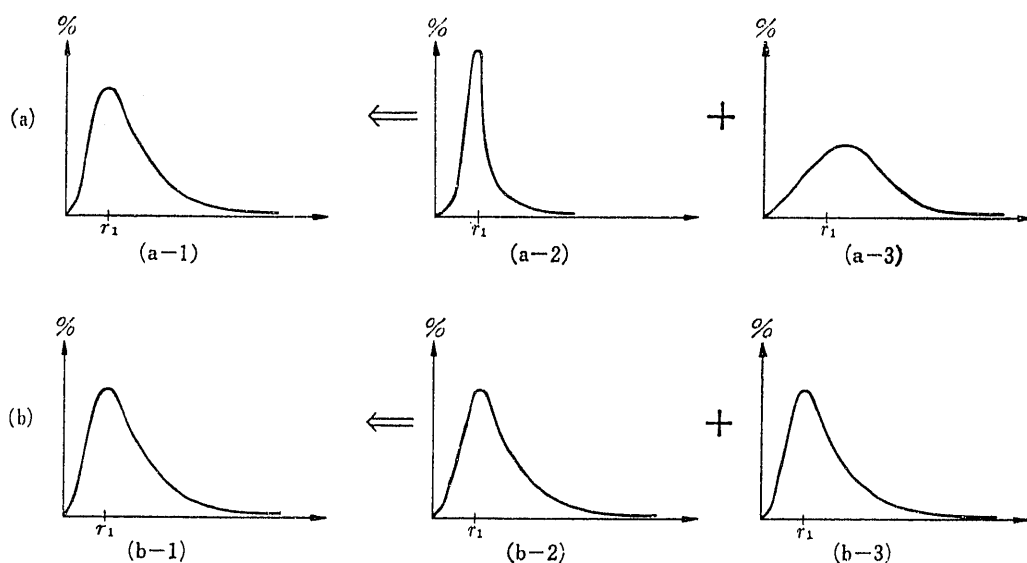


図8 図7の分布にかんする二つの解釈

図1～図3に示された r_1 、すなわち3段階の収入制限の最初の上限収入額は、このときの標準報酬等級16級ということになる。ただし標準報酬等級は幅をもっているから、実際の r_1 は、標準報酬等級16級の階級上限値8万9,000円になる¹⁴⁾。このとき、雇用者として働きながら厚生年金を受給している者（すなわち在職老齢年金受給者）の中で、その勤労収入を上にした最初の収入制限額8万9,000円ギリギリに抑えようとする者が多ければ、この点を含む勤労収入月額9～10万円階層（実際の収入8万5,000円～10万5,000円）の度数は相対的に大きく出るであろう。観察された図7の分布特性はこれを示している。したがって図7は、Ⅱ節の図3に示したような状態が現実が生じているということを示唆しているといえるのである。

ただ、図7の分布に対して、これとは別の解釈も成り立ちうる。これを図8によって示そう。

まず上述の解釈は図8(a)によって示される。すなわち60歳～64歳の雇用者全体の勤労収入分布が r_1 にモードをもつのは(図8(a-1))、厚生年金受給有資格者の勤労収入が r_1 に集中すること(図8(a-2))を反映している。これに対して、厚生年金の受給権をもたない者の勤労収入分布はこのような特性はもっていない(図8(a-3))。

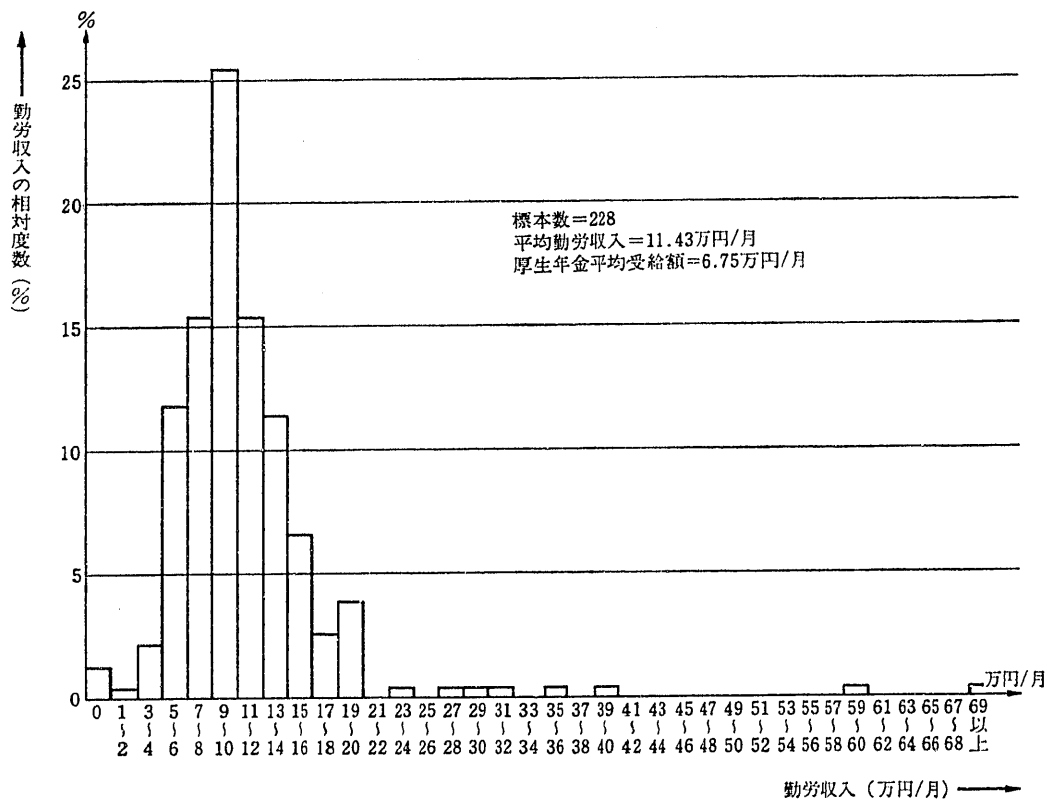
しかし、この年齢層の男子雇用者が、厚生年金の受給資格の有無にかかわらず r_1 をモードする

勤労収入分布をもつということもありうる。図8(b)に示すようなケースがこれである。つまり、厚生年金受給有資格者の勤労収入(図8(b-2))も、そうでない者の勤労収入(図8(b-3))も、ともに r_1 にモードをもち、その結果、雇用者全体の勤労収入も r_1 にモードをもつ(図8(b-1))。この場合には、たとえ図7のような分布が観察されても、それはたまたま勤労収入月額9～10万円階層にモードをもつというにすぎず、これを所得線の屈折点における主体均衡の反映というわけにはいかない。

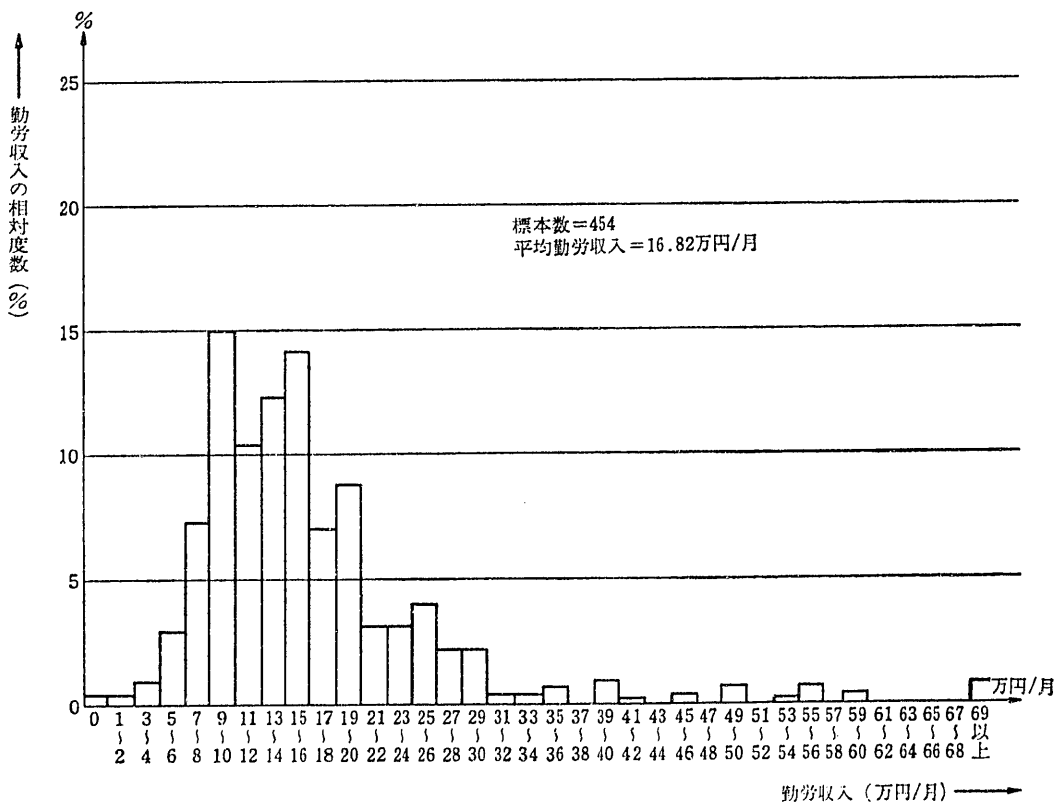
VI 勤労収入分布の観察②——厚生年金受給者と非受給者の比較

前節の図7は、所得線の屈折点における主体均衡と整合的な勤労収入分布を示した。しかしそこではまだ、それとは別の解釈の余地も残されていた。そこでここでは、図7で観察したサンプルを、厚生年金受給者と非受給者に分け、両者の勤労収入分布を比較することによって、屈折点における均衡の存在を確認しよう。

先にⅣ節で述べたように、厚生年金受給者のグループは、その中で所得線の屈折点における均衡が成立しうるグループであり、一方、非受給者のグループはその可能性のないグループである。したがってもし、前者においても後者においても、



(a) 厚生年金受給者



(b) 厚生年金非受給者

図9 勤労収入分布の比較 (健康で、55歳当時雇用者であり、定年経験のある、60歳~64歳の男子雇用者)

その勤労収入がともに月額9～10万円階層にモードをもつなら、先の図7の分布は屈折点の均衡とは関係なくたまたまそこにモードをもったかもしれない、という解釈を否定できない。しかしもし、前者の勤労収入分布が勤労収入月額9～10万円階層にモードをもち、一方後者はそうでないということであれば、それは屈折点における主体均衡の影響を反映している可能性がきわめて強いといえる。そこで以下、これを観察してみよう。

図9は、60歳～64歳の男子雇用者を、厚生年金受給者（図9(a)）と厚生年金非受給者（図9(b)）に分けたときの、それぞれの勤労収入分布を示している。図の縦軸、横軸は図7と同様である。また個人属性のコントロールも、図7の場合とまったく同じにしてある。

まず図9(a)に示された厚生年金受給者の勤労収入分布を見てみよう。見てわかるように、それは勤労収入9～10万円階層（実際の収入8万5,000円～10万5,000円）にとび抜けたモードをもつユニモーダル分布になっている。このグループに属するサンプルの4分の1以上がこの階層に集中している¹⁵⁾。

一方、図9(b)に示される厚生年金非受給者の勤労収入分布を見ると、この分布は明らかなモードのないなだらかな形をしている。この点で、勤労収入月額9～10万円階層にとび抜けたモードをもつ厚生年金受給者のケースと対比をなす¹⁶⁾。

つまり図9は、同じ60歳～64歳の男子雇用者であっても、その勤労収入分は、厚生年金受給者と非受給者で明らかに異なり、前者が勤労収入月額9～10万円階層（実際の収入8万5,000円～10万5,000円）にとび抜けたモードをもつものに対して、後者は必ずしもそうでないことを示す。これは、図7において勤労収入月額9～10万円階層にモードが見られたのは、年金受給有資格者の所得線の屈折点における均衡を反映しているためである、という解釈が正当であったことを意味する。すなわち、前節の図7とこの節の図9の観察結果から、厚生年金給付の収入制限による所得線の屈折点で、厚生年金受給有資格者の主体均衡が成立することが多い、ということがいえる。

ところで、厚生年金給付に伴う収入制限の影響は、年齢階層別勤労収入分布からも見てとれる。図10には、60歳から69歳までの男子雇用者の平均

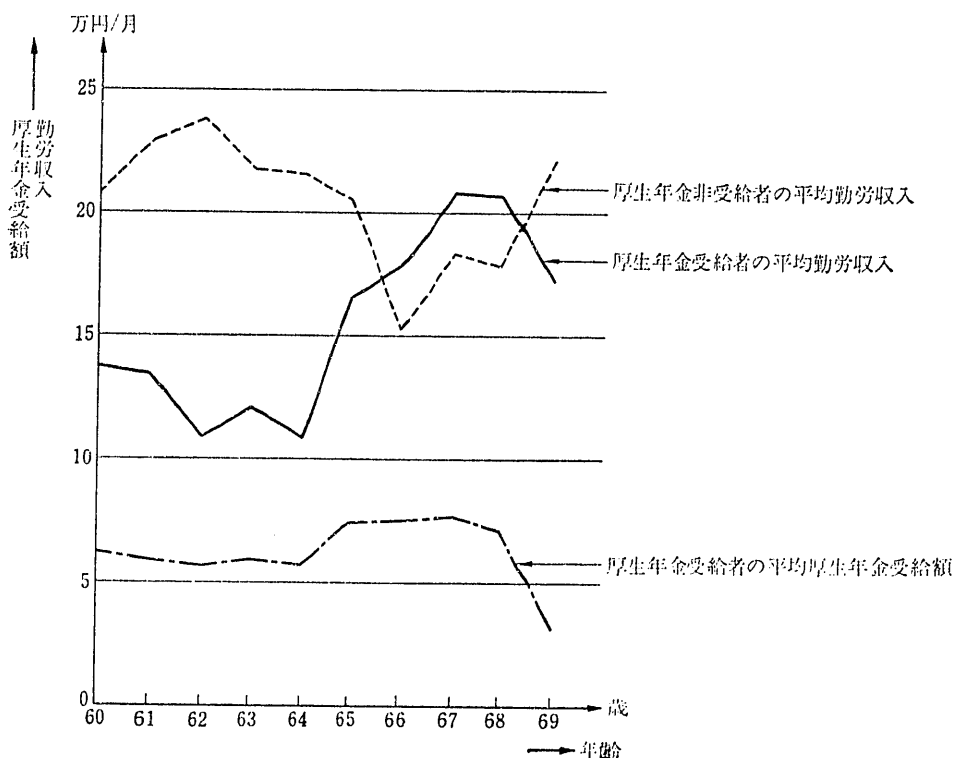


図10 勤労収入の年齢階層別比較（健康で、55歳当時雇用者であった、60歳～69歳の雇用者）

勤労収入(月額)を、厚生年金受給者(実線)、非受給者(破線)別に、1歳キザミでとっている。ただしここで、年齢階層を1歳キザミに細分化したうに図7や図9の場合と同様の個人属性のコントロールを行なうと、各年齢階層別のサンプル数が小さくなりすぎる。このため図10での個人属性のコントロールは、健康で55歳当時雇用者であった者、という点までにとどめ、定年経験についてはコントロールしない。

図10で厚生年金受給者の年齢階層別平均勤労収入を見ると、65歳を境にして上方へジャンプすることがわかる。しかもこの間、彼らの年金受給額(図10の一点鎖線)はほぼ一定である。これに対して、厚生年金非受給者の年齢階層別平均勤労収入には、こうしたジャンプは見られず、63歳以降はほぼ一貫して減少基調を維持する。

上述の観察事実は、厚生年金給付に伴う収入制限が、65歳以降は大幅に緩和されることの影響を示唆する。つまりこれは、収入制限が厳格な60歳～64歳階層では低く抑えられていた厚生年金受給者の勤労収入が、65歳を境にその収入制限が緩和されると、その抑制を解かれて上方へジャンプしたことを反映していると考えられるのである。

VII 勤労収入別フルタイム雇用者比率の観察

これまでのV節、VI節における考察から、厚生年金給付の収入制限による所得線の屈折点に年金受給有資格者の主体均衡が成立しやすいということがわかった。ところでII節に示したように、こうした所得線の屈折点に主体均衡が成立すると、所得効果以上に労働供給時間が減るか、あるいは低賃金率労働が誘発される。ここではこれを考察しよう。

図11には、厚生年金受給者(実線)と非受給者(破線)の勤労収入別フルタイム雇用者比率が描かれている。横軸には勤労収入月額が、図7、図9と同様2万円キザミでとられている。また縦軸には、IV節の実験計画で定義したフルタイム雇用者比率が、パーセントでとられている。ただし、勤労収入月額17万円以上は厚生年金受給者のサンプルサイズが小さいため、信頼しうるフルタイム率を計算することがむずかしく、また分析目的から考えて必要な領域ではないので、ここでは除外する¹⁷⁾。また勤労収入月額4万円以下も、サンプルサイズを考えて一つの階層にまとめた。観察対象とするサンプルの、個人属性のコントロールは、図7、図9におけるそれと同じである。

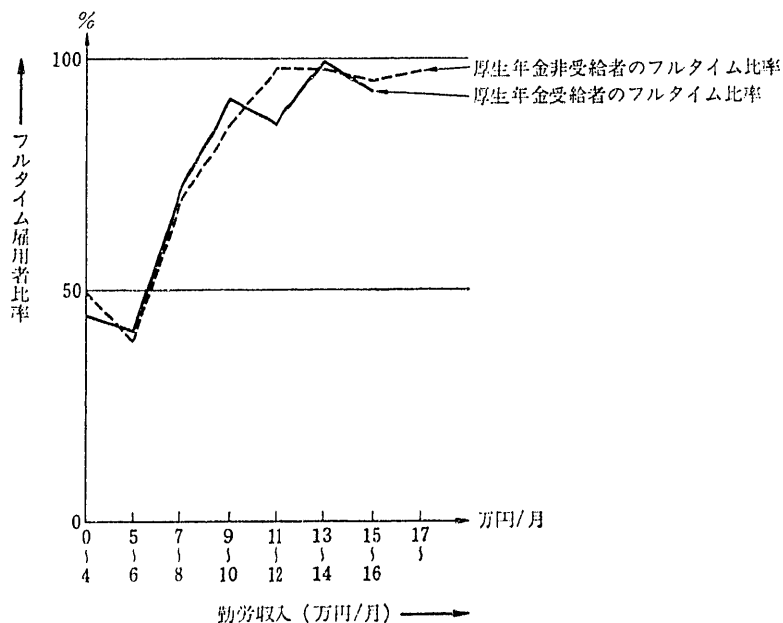


図11 勤労収入別フルタイム雇用者比率
(健康で、55歳当時雇用者であり、定年経験のある、60歳～64歳の男子雇用者)

図11を見ると、フルタイム雇用者比率は、厚生年金受給者の場合も、非受給者の場合も、勤労収入月額5～6万円までは50%以下である。これが、勤労収入月額7～8万円で約70%，同9～10万円で約90%と遞増する。そして勤労収入月額13～14万円階層で、このフルタイム雇用者比率はほぼ100%に達する。この階層以上では、例外を除けばほぼすべての雇用者がフルタイム雇用者となる¹⁸⁾。

さて先にⅡ節の図5で示したように、年金給付の収入制限による所得線の屈折点での主体均衡が低賃金労働を誘発しているとする、その屈折点の勤労所得に対応する労働時間は、厚生年金受給者の方が非受給者に比べて長くなる。Ⅳ節で述べたようにここではフルタイム雇用者比率を労働時間の代理指標にとっているから、もし上述のことが現実には起きているとすると、厚生年金受給者のフルタイム雇用者比率は、先に屈折均衡の存在が示された勤労収入月額9～10万円階層で非受給者より大きくなるはずである。

そこで図11において、勤労収入別フルタイム雇用者比率を、厚生年金受給者と非受給者とで比較することによってこれを吟味してみよう。

見てわかるように、厚生年金受給者のフルタイム雇用者比率と非受給者のそれはほぼ重なり合っており、前者が明らかに後者より大きいという点は見られない。これをもう少し厳密にいうため、この両者が等しいという帰無仮説に対し、前者が後者より大きいという対立仮説をたてて、各勤労収入階層で割合の差にかんする検定を行なってみると、いずれの場合も帰無仮説は5%有意水準で棄却できない¹⁹⁾。もちろんこれは、屈折点の均衡に対応する勤労収入月額9～10万円階層においてもそうである。したがってこの図11で見る限り、先のⅡ節の図5に示したような状況は実際には生じていないことになる²⁰⁾。

所得線の屈折点での主体均衡が低賃金率労働を誘発していないとすれば、それは労働供給時間の短縮をもたらしているはずである。なぜなら、この屈折点での均衡というのは、年金受給有資格者が勤労収入を年金給付の収入制限額ギリギリに抑

えようとする行動からくるが、この勤労収入の抑制は、時間当たり賃金率の引き下げによるのでなければ、労働時間の短縮によって実現されるからである。Ⅱ節の図2に示した状態がこれである。そしてこのときの労働供給時間の短縮幅は、このⅡ節の図2からわかるように、所得効果のみによる労働供給時間の短縮幅よりも大きなものとなっている。

ただしこれが、どの程度の大きさを労働供給時間を減らしているかは、この分析の範囲ではわからない。これを知るためには、厚生年金の受給有資格者が識別できてなおかつ個々人の正確な労働時間と賃金率が識別できるデータが必要である。そうしたデータが利用可能となるのを待ってこの点を吟味することは、残された課題となる。

VIII 発見事実の要約と残された課題

厚生年金給付に伴う収入制限は、年金受給有資格者の所得線を屈折させる。この屈折点に個人の主体均衡が成立すると、それは所得効果以上に労働供給時間を減らすか、あるいは低賃金率労働を誘発する可能性がある。本稿では、厚生年金受給者を識別できるデータによって、これを実証的に考察した。

本稿の考察で得られた発見事実は、次の2点に要約できる。

- ①厚生年金受給有資格者の主体均衡は、厚生年金給付の収入制限による所得線の屈折点に成立しやすいこと。
- ②この所得線の屈折点における均衡は、必ずしも低賃金率労働を誘発していないこと。したがっておそらくそれは、労働供給時間の所得効果以上の短縮をもたらしているであろうこと。

残された課題には、本稿の分析枠組の中でおおきく改善すべき点と、分析枠組そのものの精緻化がある。前者は主にデータの整備によって改善される問題である。潜在的受給権者をも含めた個々人の厚生年金受給資格が識別でき、これに加えてその潜在的稼働能力、労働時間などが正確に測定でき

るデータが望まれる。こうしたデータが利用できるようになれば、所得線の屈折点における均衡は、本稿のように二段階の観察ではなく、1回の観察で一意的に確認できるし、またその屈折点での均衡が低賃金率労働を誘発するのか、あるいは労働時間の短縮をもたらすが、より厳密に検証できる。

分析枠組そのものの精緻化は、最終的には無差別曲線の計測に帰着する。本稿の発見事実は、この計測のための基礎情報となる。ここで得られた基礎情報をもとに、最終的な無差別曲線計測のための効用指標関数の特定化と計測方法について考えるのが、分析の次のステップであろう。

(せいけ・あつし 慶應義塾大学助手)

(注)

- 1) 年金給付が労働供給に与える影響の政策合意については、たとえば清家〔8〕を参照されたい。
- 2) たとえば、清家〔6〕、島田・清家〔9〕、本川・森〔4〕などがある。またより広義の、社会保障給付一般と高齢者の労働供給についても、三上〔3〕が同様にマイナスの相関を見出している。
- 3) アメリカの公的な年金給付にも収入制限がある。ただしその方法はわが国の厚生年金のように非連続的な階段状のものではなく、ある収入区間に implicit tax を課す形態をとる。この収入制限が労働供給減殺効果をもつことは、たとえばボスキン(Boskin, M.J.)〔1〕などの実証分析によって明らかにされている。
- 4) このように雇用就業中の高齢者に支給される老齢年金を在職老齢年金という。ただしここでいう「在職」とは、厚生年金の被保険者として雇用就業する場合をいい、自営業者や、また雇用者であっても他の年金制度の被保険者である者は、厚生年金制度の下では在職者として扱われない。したがって、ここで収入制限の対象となる勤労収入は、厚生年金被保険者のそれに限られる。
- 5) ただし減額の対象となるのは、厚生年金の基本年金部分である。
- 6) このような3段階の収入制限方法が定められたのは昭和50年度の厚生年金保険法改正以降である。それ以前は4段階の収入制限方法がとられていた。収入制限額は、昭和50年以降、51年、53年、54年、55年と改訂されている。なお後述の実証分析に係るものは、昭和54年の改訂による制度である。
- 7) これについての詳細な議論は、清家〔8〕を参照されたい。
- 8) たとえば個人の労働供給についての最も包括的なデータである「就業行動基本調査」には非勤労所得にかんする情報はほとんど皆無である。「全国消費

実態調査」は、年金所得を調査しているが、それがどの年金制度から支給されたものであるか、また家計内の誰に支給されたものであるかの識別ができない。

- 9) なお先に注4)で述べたように、公務員など、厚生年金の被保険者でない雇用者も厚生年金制度の下では在職者と見なされない。したがってできればこれらの雇用者もサンプルから除くことが望ましいが、われわれのデータではそれを識別することができない。したがって、ここではそうした厚生年金被保険者以外の雇用者もサンプルに含まれている。
- 10) ただし勤労収入月額0万円はこれを1階層とし、また勤労収入月額69万円以上も一括して1階層とする。
- 11) 小尾〔5〕のいうように、男子基幹労働力にかんしては、その主体均衡の選択の幅は労働需要側の都合でかなり狭められていると考えるのが妥当であろう。これに比べて、定年退職後の再就職雇用機会においては、個人の主体均衡選択の自由度はより増加するであろう。
- 12) ただし勤労収入はその前月の4月分を調査している。
- 13) 収入制限の基準となる標準報酬月額は、毎年5月、6月、7月の平均月収(ボーナスを除く)で、これがその年の10月から翌年の9月まで適用される。ただし収入が標準報酬等級で2等級以上変化した場合には、その時点で標準報酬月額が随時変更される。
- 14) 当時の標準報酬等級16級に含まれるのは、勤労収入月額8万3,000円以上8万9,000円未満の者である。したがって厳密な階級上限値は8万8,999円というのがより正確である。
- 15) 図9(a)では、勤労収入月額17~18万円階層以上の厚生年金受給者もわずかながら存在する。しかし60歳~64歳では、当時勤労収入が14万6,000円以上あると年金は100%減額されるはずであった。したがって上述のように高額な勤労収入を得ている雇用者で、しかも厚生年金受給者であるというのは、厚生年金の非適用事業所に雇用されている者であると考えられる。
- 16) これを、勤労収入月額9~10万円階層と、15~16万円階層に小さなモードをもつ双峯分布と見れないこともない。しかし勤労収入月額9~10万円階層から15~16万円階層の間はむしろほぼ一様分布をなしているとも見えることもできる。いずれにしてもそれが図9(a)のような、はっきりとしたユニモーダル分布でないことは明らかである。
- 17) 所得線の屈折点における主体均衡が低賃金率労働を誘発しているかどうかを吟味するには、厚生年金受給者の所得線の屈折する範囲(勤労収入月額15~16万円階層)でフルタイム雇用者比率を観察すればよい。
- 18) ちなみに、厚生年金非受給者について、勤労収入月額17~18万円階層以上のフルタイム雇用者比率も計算してみると約98%になる。

- 19) 検定結果は付表1のとおり。なお、この検定の具体的方法については、岩田〔2〕第8章に詳しいのでこれを参照されたい。

付表1 勤労収入別フルタイム雇用者比率の差の検定

ここで、 P_1 : 各収入階層の厚生年金受給者のフルタイム雇用者比率、

P_2 : 各収入階層の厚生年金非受給者のフルタイム雇用者比率、

とする。帰無仮説 H_0 、対立仮説 H_1 はそれぞれ、

$$H_0: P_1 = P_2$$

$$H_1: P_1 > P_2$$

とおいて片側検定を行なう。 P_1', P_2' をそれぞれ P_1, P_2 の観測値、 C を片側5%の臨界値とする。もし、

$$P_1' - P_2' < C$$

ならば、帰無仮説は5%有意水準で棄却できない。

勤労収入階層 (万円/月)	0~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15~16
$P_1' - P_2'$	-0.056	0.022	0.017	0.061	-0.122	0.018	-0.026
C	0.400	0.273	0.185	0.096	0.096	0.043	0.104
検定結果	H_0 は棄却できない。	左同	左同	左同	左同	左同	左同

- 20) ただし、これをもって年金給付の収入制限が低賃金率労働を誘発していないと結論づけるには留保条件がある。というのは、厚生年金受給者と非受給者が同一の労働市場で競争しているとすれば、前者の受け入れる賃金率に後者も引きずられてしまうおそれがあるからである。この場合にも両者の勤労収入別フルタイム雇用者比率には差が出ない。この点を

はっきりさせるためには、個々人の潜在的稼働能力と実際の賃金稼働経歴がはっきりとわかるデータが必要である。したがってこの点については、必要なデータが利用可能となるのを待って再確認する必要がある。

参考文献

- 〔1〕 Boskin, M. J., "Social Security and Retirement Decisions", *Economic Inquiry*, Vol.15, No.1 (January, 1977).
- 〔2〕 岩田暁一『経済分析のための統計的方法(第2版)』東洋経済新報社, 1983年。
- 〔3〕 三上英美子「高齢層労働力率の将来推計」『季刊社会保障研究』第18巻第2号, 1982年秋。
- 〔4〕 本川 明・森 隆司「高齢者の就業率変化にかんする要因分析」『統計調査月報』1981年5月号, 労働省統計情報部。
- 〔5〕 小尾恵一郎「労働供給の理論」『三田学会雑誌』第61巻第6号, 1968年1月。
- 〔6〕 清家 篤「年金給付と高齢者の労働供給」『三田商学研究』第23巻第4号, 1980年10月。
- 〔7〕 清家 篤「年金の収入制限と労働供給」『日本労働協会雑誌』第24巻第9号, 1982年9月。
- 〔8〕 清家 篤「厚生年金が労働供給に与える影響」『年金と雇用』第2巻第2号, 1983年4月。
- 〔9〕 島田晴雄・清家 篤「高齢化社会へのイムパクト——年金政策と労働市場との関連をめぐって」『社会保障講座3』総合労働研究所, 1981年。